

## 社会福祉法人 道心 一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第8条に基づき、一般事業主行動計画を策定しました。

当法人は、仕事と育児や介護を両立しながら、すべての職員が安心して仕事に取組み、その能力や適性を発揮できるような職場環境の整備に努めてまいります。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 両立支援制度の利用を推進します。

《対策》

・令和4年4月～

利用可能な両立支援制度に関する周知を行います。

（常勤職員・非常勤職員にかかわらず、同水準の両立支援制度を利用できるような管理職や非常勤職員への制度の周知を徹底します。）

職員向け・管理職向けのパンフレット等を作成、配布します。

目標2 計画期間内において女性職員の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性職員の取得率100%を目指します。

《対策》

・令和4年4月～

育児休業前後及び育児休業中の職員に対する相談窓口を設置し、フォローアップを充実させるなど、育児休業からの円滑な職場復帰を支援します。

男性職員の育児休業等の制度内容や取得できる要件などを周知し、利用促進を図ります。

## 女性の活躍に関する情報公表

労働者に占める女性労働者の割合（令和4年1月28日現在）

常勤職員 92.3% 非常勤職員 91.4%

男女別育児休業取得率（令和3年度）

女性 常勤職員 100% 非常勤職員 100%

男性 常勤職員 50% 非常勤職員 対象者なし